

資料1 分野別調査委員名簿（平成17・18年当時）

調査分野	氏名	所属	備考
地形・地質	松島 信幸	伊那谷自然友の会	策定委員
	手塚 恒人	伊那谷自然友の会	
ほ乳類	宮下 稔	伊那谷自然友の会	
は虫類・両生類	木下 進	伊那谷自然友の会	
魚類・鳥類	大原 均	伊那谷自然友の会	
昆虫類	小林 正明	伊那谷自然友の会	
植 物	北條 節雄	伊那谷自然友の会	策定委員
	堤 久	伊那谷自然友の会	策定委員
	蛭間 啓	伊那谷自然友の会	
歴史・文化	今村 眞直	飯田市文化財審議委員会	策定委員
風 致 景 観	佐々木邦博	信州大学農学部教授	策定委員
	堤 久	伊那谷自然友の会	策定委員

資料2 植物目録

シダ植物	クジャクシダ、イノモトソウ、オウレンシダ、タチシノブ、イワヒバ、カタヒバ、ウラジロ、ナガオノキシノブ、ノキシノブ、マメツタ、イヌガンソク、オクマワラビ、キヨタキシダ、クサソテツ、クマワラビ、ジュウモンジシダ、ツヤナシイノデ、ナンゴクナライシダ、フクロシダ、ミドリヒメワラビ、ミヤマイタチシダ、ヤブソテツ、ヤマイタチシダ、ヤマイヌワラビ、アイアスカイノデ、イヌワラビ、イノデ、イノデモドキ、イワハリガネワラビ、オオベニシダ、サイゴクイノデ、サイゴクベニシダ、サカゲイノデ、サクライカグマ、シケシダ、トウゴクシダ、ヒメイタチシダ、ヒメワラビ、ベニシダ、ヘビノネゴザ、ホソバシケシダ、ミサキカグマ、ミヤマシケシダ、ヤマヤブソテツ、ヤワラシダ、フジオシダ、ゲジゲジシダ、シノブ、ヤシヤゼンマイ、オクタマゼンマイ、ゼンマイ、トラノオシダ、スギナ、フユノハナワラビ、トウゲシバ
裸子植物	イチイ、カヤ、スギ、ヒノキ、サワラ、ネズミサシ、ツガ、ヒメコマツ、アカマツ、モミ
双子葉植物 離弁花類	メマツヨイグサ(帰)、アケビ、ミツバアケビ、ワサビ、イヌガラシ、ジャンジン、アワブキ、クサコアカソ、コアカソ、メヤブマオ、キツタ、コシアブラ、タカノツメ、ハリギリ、ヤツデ、カクレミノ、ケヤマウコギ、ヒメカンアオイ、ウスバサイシン、オトギリソウ、オオモミジ、イロハモミジ、チドリノキ、ウリカエデ、エゾタチカタバミ、アカシデ、イヌシデ、カワラハンノキ、ケヤマハンノキ、ツノハシバミ、ハシバミ、キブシ、イヌショウマ、ケキツネノボタン、ヤマキツネノボタン、センニンソウ、ハンショウヅル、ボタンヅル、ダンコウバイ、ヤマコウバシ、アブラチャン、クロモジ、ケンボナシ、クマヤナギ、カナムグラ、コウゾ、ヤマグワ、イタビカズラ、ムラサキケマン、カラスノゴマ、タチツボスミレ、ニオイタチツボスミレ、フモトスミレ、マルバスミレ、ノダケ、ミツバ、ヤブジラミ、ヤブニンジン、フタリソヅカ、イタドリ、シンミズヒキ、ミゾソバ、エゾノギシギシ(帰)、アレチギシギシ(帰)、アオツツラフジ、アカメガシワ、ウシハコベ、ツメクサ、ノミノフスマ、ミドリハコベ、ミミナグサ、ムシトリナデシコ(帰)、コマユミ、ツリバナ、ツルマサキ、ツルウメモドキ、エゾエノキ、エノキ、アズキナシ、ケヤキ、ヤマザクラ、カスミザクラ、チョウジザクラ、エドヒガン、ウワミズザクラ、キンミズヒキ、クサボケ、コゴメウツギ、ノイバラ、ボケ、ヤマブキ、ユキヤナギ、キジムシロ、コジキイチゴ、ヘビイチゴ、ミツバツチグリ、ゲンノショウコ、アメリカフウロ(帰)、フサザクラ、ツタ、ヤブガラシ、ヤマブドウ、アラカシ、シラカシ、コナラ、ツクバネガシ、クリ、アベマキ、コモチマンネングサ、クヌギ、サルナシ、キリンソウ、ハリエンジュ(帰)、ネムノキ、ヤブハギ、イタチササゲ、キハギ、クズ、ケヤブハギ、ツクシハギ、ヌスビトハギ、フジ、マルバヌスビトハギ、ヨツバハギ、サンショウ、アオキ、ミズキ、ナンテン、ホオノキ、サネカズラ、ソヨゴ、アオハダ、イヌツゲ、カワヤナギ、ネコヤナギ、ヤマナラシ、イワガラミ、バイカウツギ、ヒメウツギ、マルバウツギ、ユキノシタ、ウツギ、コアジサイ、タマアジサイ
双子葉植物 合弁花類	ヘクソカズラ、ヤエムグラ、アカネ、ハシカグサ、イチヤクソウ、イワカガミ、アレチウリ(帰)、エゴノキ、ハクウンボク、オオバアサガラ、オオバコ、イケマ、ガガイモ、カキノキ、シデシヤジン、ヤマホタルブクロ、キキョウソウ(帰)、イガオナモミ(帰)、オオオナモミ(帰)、エゾタンポポ、オオボタクサ、オオヨモギ、オニタビラコ、オケラ、オヤマボクチ、オクモミジハグマ、カシワバハグマ、サワギク、シラヤマギク、セイタカアワダチソウ(帰)、ニガナ、ハルジオン(帰)、ヒメジョオン(帰)、ヤブタビラコ、ヤブレガサ、ナガバコウヤボウキ、ヨモギ、アメリカセンダングサ(帰)、コヤブタバコ、サジガクビソウ、ヒヨドリバナ、ヤブタバコ、ガクビソウ、リュウノウギク、キツネノマゴ、テイカカズラ、コムラサキ、ムラサキシキブ、ヤブムラサキ、タチイヌノフグリ(帰)、ムラサキサギゴケ、コナスビ、カキドオシ、ジュウニヒトエ、トウバナ、ヒメオドリコソウ(帰)、アキノタムラソウ、イヌハッカ(帰)、エゴマ(帰)、タツナミソウ、ヤマタツナミソウ、オオツクバネウツギ、コバノガマズミ、スイカズラ、ウグイスカグラ、オトコヨウゾメ、ガマズミ、ツクバネウツギ、ヤマウグイスカグラ、コバノミツバツツジ、サツキ、ネジキ、ミツバツツジ、モチツツジ、ヤマツツジ、バイカツツジ、ヒヨドリジョウゴ、ハエドクソウ、キュウリグサ、イボタノキ、マルバアオダモ、ヤブコウジ、ツルリンドウ
単子葉植物	シャガ、ガマ、タチドコロ、オニドコロ、ウバユリ、オオバギボウシ、オオバジャノヒゲ、サルトリイバラ、シオデ、ジャノヒゲ、ヒメヤブラン、ヤブラン、ヤマカシュウ、ヤマユリ、オモト、サルマメ、タチシオデ、ミヤマナルコユリ、チゴユリ、ホトトギス、クモキリソウ、シュンラン、ヒトツボクロ、ミヤマウズラ、スズメノヤリ、ヌカボシソウ、イ、クサイ、カモガヤ(帰)、シナダレスズメガヤ(帰)、メカルガヤ(帰)、ケチヂミザサ、コチヂミザサ、キンエノコロ、アキノエノコロ、オオエノコロ、メヒシバ、オヒシバ、チカラシバ、スズメノヒエ、アズマザサ、オオバザサ、クサヨシ、スズメノカタビラ、ツルヨシ、ネザサ、ハコネダケ、ミヤコザサ、モウソウチク、ヤダケ、クマザサ、タガネソウ、ナルコスゲ、ヒカゲスゲ、ヒメカンズゲ、ピロードスゲ、スルガテンナンショウ、マムシグサ、セキショウ

被子植物は該当なし。

### 資料3 動物目録

#### 哺乳動物目録

目	科-種類
食中目	-トガリネズミ科-ジネズミ -モグラ科-ヒミズ、コウベモグラ
齧歯目	-リス科-リス、ムササビ -ネズミ科-アカネズミ
食肉目	-イヌ科-キツネ、タヌキ -イタチ科-イタチ、テン、アナグマ -ジャコウネコ科-ハクビシン
偶蹄目	-シカ科-ニホンジカ -イノシシ科-イノシシ
兎目	-ウサギ科-ニホンノウサギ

#### 爬虫類目録

目	科-種類
有鱗目	-トカゲ科-ニホントカゲ -カナヘビ科-ニホンカナヘビ
へび亜目	-ナビヘビ科-ヤマカガシ、アオダイショウ、シマヘビ、ジムグリ、 -クサリヘビ科-マムシ

#### 両生類目録

目	科-種類
カエル目	-ヒキガエル科-アズマヒキガエル -アマガエル科-ニホンアマガエル -アカガエル科-ヤマアカガエル、 トノサマガエル、ツチガエル -アオガエル科-シュレーゲルアオガエル、カジカガエル

#### 魚類目録

科	種類
サケ科	アマゴ
ヤツメウナギ科	ヤツメウナギ
キュウリウオ科	ワカサギ、アユ
ドジョウ科	ドジョウ、シマドジョウ
アカザ科	アカザ
ハゼ科	ヨシノボリ
コイ科	カワムツ、オイカワ、ウグイ、アブラハヤ、タモロコ、モツゴ、カマツカ、コイ、ギンブナ

#### 鳥類目録

留鳥	カワウ、アオサギ、カルガモ、カワアイサ、マガモ、オオタカ、トビ、キジ、コジュケイ、イカルチドリ、キジバト、カワセミ、ヤマセミ、アカゲラ、コゲラ、ヒバリ、キセキレイ、セグロセキレイ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、モズ、カワガラス、ウグイス、エナガ、シジュウカラ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロ、ホオジロ、カワラヒワ、スズメ、ムクドリ、カケス、ハシブトガラス、ハシボソガラス
夏鳥	コチドリ、アオバト、ホトトギス、イワツバメ、ツバメ、サンショウクイ、クロツグミ、オオヨシキリ、コヨシキリ、オオルリ、キビタキ、アオバズク、ブッポウソウ
冬鳥	ビンズイ、ヒレンジャク、ミソサザイ、イワヒバリ、ツグミ、ジョウビタキ、シロハラシメ、ベニマシコ

資料4 主な文芸作品

分類		事項
文学	紀行文	市川白猿『遊行やまざる』(1841)・阪谷朗廬『遊天龍峽記』(1847)・アーネスト・メイスン・サトウ編著(1881初版)『明治日本旅行案内』・パーシヴァル・ローエル『能登～人に知られぬ日本の辺境』(1891)・ウォルター・ウエストン『天龍川の激流』(1896)・ハリ・オウラーク『天龍下り』(1906)小島烏水『天龍川』(1914)・巖谷小波『初夏の天龍峽』(1921)・和辻哲郎『天龍川を下る』(1922)
	小説	葉山嘉樹『天龍河畔より』(1934)
	漢詩	日下部鳴鶴『十勝』(1883)・巖谷一六『天龍峽十二絶』(1895)・国分青崖『天龍峽歌』(1930)・志賀重昂・国分犀東
	短歌(歌人)	太田瑞穂・島木赤彦・斎藤茂吉・今井邦子・尾上柴舟・河合玉堂・香取秀真・斎藤 瀏・佐々木信綱・中原綾子・三木 清・並木秋人
	俳句(俳人)	萩原井泉水・臼田亜浪・富安風生・松本たかし・前沢一球・北原痴山
	歌謡	『龍峽小唄』(1928) 作詞 白鳥省吾・作曲 中山晋平 『天龍下れば』(1933) 作詞 長田幹彦・作曲 中山晋平・歌手 市丸
美術	絵画	田能村直入『天龍峽図』(1892頃)、安藤耕斎『信濃天龍峽図』(1934)
	陶芸	『天龍峽焼』(1902頃～、1919開窯)
その他	扁額	新渡戸稲造『天龍峽賛辞』(1929)

資料5 来訪者及び舟下り乗船者(川下り舟乗船者は※印、初来峽のみ記載)

元号	氏名 (来訪年)
天保	三代目尾上菊五郎(天保5 1834)、※七代目市川團十郎(天保12 1841)
弘化	阪谷朗廬(弘化4 1847)
明治	日下部鳴鶴(明治15 1882)、※ヘンリー・ギルマール(明治15 1882)、※パーシヴァル・ローエル(明治22 1889)、※ウォルター・ウエストン(明治24 1891)・巖谷一六(明治28 1895)、※尾崎行雄(明治32 1899)、※横山大観(明治34 1901)、※菱田春草(明治34 1901)、富岡鉄斎(明治36 1903)、※小島烏水(明治41 1908)、
大正	※アーサー・オブ・コンノート(大正元 1912)、志賀重昂・伊東祐亨・上村彦之丞(大正2 1913)、※東久彌宮稔彦親王(大正3 1914)、※北白川宮成久王(大正5 1916)、若槻礼次郎(大正6 1917)、太田瑞穂・北原白秋(大正8 1919)、巖谷小波(大正9 1920)・※和辻哲郎(大正11 1922)、島木赤彦(大正12 1923)、白鳥省吾(大正13 1924)、斎藤茂吉・後藤晋平・田中義一(大正15 1926)
昭和	安岡正篤(昭和2 1927)、本多静六・臼田亜浪・中山晋平(昭和3 1928)、三木清・新渡戸稲造(昭和4 1929)、徳富蘇峰・※国分青崖(昭和5 1930)、平林たい子(昭和6 1931)国分犀東・久松潜一(昭和7 1932)、今井邦子・島崎藤村(昭和8 1933)、葉山嘉樹・市丸・長田幹彦(昭和9 1934)、中村不折(昭和11 1936)、河合玉堂(昭和12 1937)、倉田百三(昭和13 1938)、丹羽文雄・石川達三・高見順(昭和14 1939)、香取秀真(昭和16 1941)、松本たかし(昭和18 1943)、志賀直哉(昭和20 1945)、岸田国土(昭和21 1946)※富安風生(昭和24 1949)、佐々木信綱・中山晋平(昭和25 1950)、白鳥省吾(昭和26 1951)、吉川英治・斎藤史(昭和27 1952)※井上靖(昭和28 1953)、亀井勝一郎・三国連太郎(昭和32 1957)、佐藤栄作(昭和38 1963)、皇太子(当時)・皇太子妃殿下(当時)(昭和44 1969)

資料6 石碑一覧表

分類	人文的要素総括図番号	「名称」 (建立年)
天龍峡に関連する石碑類	歌碑・句碑など	①「天龍峡碑」(1915) 阪谷朗廬が天龍峡と命名した「遊天龍峡記」の全文が刻まれる。名勝指定説明にも記述されている碑である。
		②「北原阿智之助句碑」(1943) 「朴落ちばやうやくとどく早瀬かな」と刻まれる。作者は、飯田市座光寺出身の文人・衆議院議員であった雅号痴山・北原阿智之助。
		③「矢高矢暮句碑」建立時期不詳 「遊船の顔あげて流れ去る」と刻まれている。昭和6年に新名勝俳句の全国募集があり、103,200句のうちから矢高矢暮(本名・實)の一句が金賞に入選した。矢暮は、市内の眼科医・矢高濤重郎・俳号濤舟の二男、また俳人矢高行路の実弟。ホトトギス派の俳人で、高浜虚子とも交友があった。
		④「前澤一球句碑」(1916) 「花の山雨のくもりでなかりけり」と刻まれる。前澤一球は当地方の俳人。
		⑤「今村良夫歌碑」(1983) 「つり橋の木組みの間に頬よせて天龍のぼる帆舟眺めき」と刻まれる。今村良夫は天龍峡文化史研究者で当地の農民歌人。
		⑥「七代目市川團十郎句碑」(1991) 「名所の信濃に遊べ今日の月」と刻まれる。天保12年(1841)に七代目市川團十郎が来峡し、十三夜の月を仰いでの一句である。
		⑦「吉澤武平歌碑」建立時期不詳。 「秋ひと日かがやきさびて立つ塔の姿を思ふ真寂しきかも」と刻まれている。吉澤武平は地元歌人である。
	歌謡	⑧「龍峡小唄歌碑」(1957) 地元の文人・牧内武司によって建立。作詞者・白鳥省吾、作曲者・中山晋平。昭和3年に披露された民謡で、現在も天竜下りの舟唄同様流れ続けている。
		⑨「市丸歌碑」(1975) 「天龍下ればしぶきに濡れて 咲いたさつきに 咲いたさつきに 虹の橋」と刻まれる。往年の名歌手市丸の持ち歌で、「龍下れば」で、昭和8年に上映された松竹映画「天龍下れば」(野村芳亭監督)の主題歌。
	その他	⑩「伊那節歌碑」(1959) 「天龍下ればしぶきに濡れる 持たせやりたや 桧笠」と刻まれている。大正5年に伊那風景探勝会によって新歌詞が募集され、選ばれた作品である。作詞は下條村出身の雅号兒山・本名小笠原秀雄。伊那節は当地方代表民謡で、上伊那から木曾谷への権兵衛峠の馬子唄が由来とされる。
		⑪「二条公爵碑」(1924) 「天龍峡」と刻まれる。保勝会・村方有志により建立された。二条基弘公爵の直筆を刻む。
		⑫「放鳥碑」(1971) 獵友会などにより建立された。皇太子・美智子妃両殿下ご来峡の際、ここで雉子など放たれた記念碑。
		⑬「澤柳翁頌徳碑」(1924) 澤柳善十郎は龍江の旧家大田家の先祖で、明治10年に私財を投じて天龍峡初代の大田橋(現 姑射橋)を架橋した。

分類	人文的要素総括図番号	「名称」 (建立年)
地域の信仰に関する石碑類	地域信仰	14 「蠶玉霊神碑」(1901) 戦前戦後にかけて、川路の天竜川氾濫原一帯が「日本三大桑園」と称される桑園で、養蚕が盛んであったため、蚕の慰霊碑が建立された。
		15 「いぼ池霊神」 ポットホールに溜まった水を疣につけると治癒すると言い伝えられる。
		16 「金比羅」と「秋葉大権現碑」(1823)
		17 「蠶霊碑」(1893)
		18 「大国主命の石碑」(1921)
		19 「三峯山神」建立時期不詳。
		20 「道祖神」建立時期不詳。
		21 「碑」 建立時期不詳。 巳神が祀られている。
		22 「秋葉大権現・金毘羅大権現」建立時期不詳。
		その他
24 「船頭水難供養の碑」 建立時期不詳。 享保7年(1722)に領米を運ぶ御用船が、金野の難所で転覆し水夫が水死したための供養碑である。下流に建設された発電用ダムによりこの碑が水没してしまったため、縁故者が移転した。		
その他の石碑類		25 「天龍峡田尻稻荷伏見神社寄付芳名碑」
		26 「天龍川氾濫最高水位之碑」(1980) 当地方で三六災害と呼ばれている当地方最高の洪水水位の跡を示している。(昭和36年6月28日午前6時30分の最高出水公式記録は20.26m)その後の五八災害(昭和58年9月28日)の出水位はさらに上回った。この時は姑射橋付近のホテルの地階が浸水した。
		27 「飯田娘歌碑」(1987) 「三霊様の宮居に立って 天龍の瀬に灯が映えりや 街は静もり瀬音は冴えて 飯田娘のなさけの濃さよ 多田二十一作詞 白登書」
		28 「モンテンルパの碑」(1982) 長野県日比友好協会創立10周年を記念して建立された。戦犯死刑囚として8年間フィリピン・モンテンルパの収容所に収容され、苦難の年月を過ごした飯田市出身の代田銀太郎の獄舎での望郷詩。
		29 「清水重美顕彰碑」 建立時期不詳。 元飯田市長の清水重美氏の顕彰碑。
		30 「生物供養碑」(1971) 竜峡調理師会によって建立された供養碑。

資料7 主な来訪者とその著作

<p>ウォルター・ウェストン 1861～1940 イギリス人牧師 明治24・26年（1891・1893）来峡</p>	<p>「天龍川の激流」『日本アルプス登山と探検』岡村精一訳 ・天龍川が日本で最も激流であると評価し、峡谷を舟下りで旅する面白さを述べている。</p>	<p>抜粋 「明る日丸一日を費やしたこの旅行面白旅の経験を、今迄したことがなかった。…中略… 兎も角、この旅はどんなに金を出しても決して高くないやうに思われた。そして急流で名高い日本中の殆どすべての一番有名な激流を降って見た後で、この激流に比べれば、他のは穏やかだと確に主張し得るのである。」</p>
<p>小島鳥水 1873～1948 登山家 明治41年(1908)来峡</p>	<p>「天龍川」昭和4年（1929）『文章世界』『現代日本文学全集』改造社 ・舟下りの描写で、天龍峡の流れの激しさ、奇岩・断崖の峻険な様やその連続性を記し、水の美しさを玉虫や翡翠にたとえている。</p>	<p>抜粋 「…夕立のやうに、水がざわついて、小さな水球が、霧雨となって飛んで来たので、もう名高い天龍峡に入ってきたと知った。龍角峯とか、何々石とかいふ岩石が、水ですり磨かれ、覆王樹のやうに突っ帳って簇がってゐる。どの石もみんな深成岩と言われてゐる花崗岩で、地殻の最下層の、岩骨が尖り出て地下の神経を剥ぎ出してゐるのである。岸と岸の間は、おそらく十五米突ぐらゐな距離しかあるまいが、この併行線は、いつまでも一致しないで、喰ひ合はうとしては離れ、離れては又曲がりくねって、その間を玉虫のやうな、翡翠のやうな、青葡萄のやうな水が、すうい、すういと流れ、表を返すと、雪のやうな白い裏地が見える。」</p>
<p>巖谷小波 1870～1933 児童文学者 大正9・15年(1920・1926)来峡</p>	<p>「南信の三月 初夏の天龍峡」 大正10年（1921）『俳味紀行山から海から』博文館 ・天龍峡の観賞方法に触れ、舟下りが最も適しており、岸から見たのみでは本質を知ることが出来ないと評価している。</p>	<p>抜粋 「…一体この天龍峡は、是非とも舟で遊ぶべき所である。それも舌栗毛の道草なればこそ。自動車の便を利用して、陸から僅かに要領を得た許りなのは、さながら美人を横顔で見、佳肴を一箸つけたに過ぎない。…」</p>
<p>和辻哲郎 1889～1960 哲学者 大正11年(1922)来峡</p>	<p>「天龍川を下る」 大正11年（1922）『思想』 ・舟下りの描写で、天龍峡の岩の多さ、奇岩・断崖が次々と現れる連続性を評価している。また霧の間に見え隠れする紅葉の美しさにも触れている。</p>	<p>抜粋 「…兩岸の巨岩は実に豊富である。勿体ない、ぜひと、といふ言葉をさへ使ひたい位に。紅葉はもう色があせかかっているが、霧の間に隠見するところが中々よかった。天龍峡に入ると皆は「来てよかった」と云ったが、さういふ景色が絶えず変化しつつ何時までも続く、過ぎ去って惜しいと思ふひまもない位にあとからあとから現れてくる。…」</p>
<p>太田水穂 1876～1955 歌人 大正8・10年（1919・1921）来峡</p>	<p>短歌「天龍川の歌」『潮音』歌集『雲鳥』 ・劈頭から天龍峡を望み、峡谷の深遠さや水の青さに、思わず見入ってしまう美しさを表現している。</p>	<p>「岩鼻やここにわがゐるみおろせる河ははるけし日に光りつつ」「この高き岩鼻にゐてゆく水の青きを見守る我が目はしばし」</p>
<p>島木赤彦 1876～1926 歌人 大正12・14年（1923・1925）来峡</p>	<p>短歌「下伊那行」十八首の内の二首『柿陰集』 ・冬の天龍峡の姿、夜の静寂さと川の流れの音を表現している。</p>	<p>「はだら雪降りける松のあひだより覗き見にけり天龍の川を」「小夜更けてたぎつ早瀬の鳴りわたる川の向うか伊那節の声」</p>
<p>斎藤茂吉 1882～1953 歌人 大正15・昭和2年（1926・1927）来峡</p>	<p>短歌「天龍川」其一・二 十八首の内の二首 歌集『念珠集』 ・舟下りの描写で、峡谷の険しさ、川の流れの激しさを飽くことがないと評価している。</p>	<p>「冬日でれる天龍川の川舟にしまらく吾の言ぞたえたる」「天龍のいく激つ瀬をくだり来て泡だつみづを見れど飽かずも」</p>

<p>新渡戸稲造 1862～1933 教育者 昭和4年（1929）来峡</p>	<p>「天龍峽賛辞」 扁額 ・天龍峽の自然美を類例のないほどであると評価している。</p>	<p>「Nature is not new; but rarely is she more beautifully clad than here and now」 (自然は新しくない。しかし、自然がいまこほほどに美しい粧いをしていることは、めったにない)</p>
<p>白鳥省吾 1890～1973 作詞家  大正13・14・15年 (1924～1926)・昭和 26年（1951）来峡</p>	<p>「龍峽小唄」 昭和3年（1928）発表。 地元依頼による民謡  ・天龍峽十勝・つつじや百合などの植物・紅葉・舟下りといった天龍峽の本質的価値を巧みに歌詞の中に折り込み、四季折々の景観を描写している。</p>	<p>「龍峽小唄」 作詞 白鳥省吾 作曲 中山晋平</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 天龍流れて 稲穂は黄金 繭はしろがね お国自慢の天龍峽</li> <li>2 伊那の黒土 踏み踏みござれ 川は天龍 山は赤石見てござれ</li> <li>3 川を隔てて 灯が見える 粉を引く灯か 物を縫う灯か恋の灯か</li> <li>4 川路龍江を 結ぶ神の かけた虹かや 姑射の吊橋みな渡る</li> <li>5 岩を伝ふて 船曳く人の 唄に合わせて 可愛い眼白がチロロ啼く</li> <li>6 岩は千畳敷 踊れや歌え 岸の桜も 水を鏡に 花さかり</li> <li>7 伊那の乙女の 襷の色か 初心な情か 岩間つつじの色のよさ</li> <li>8 淵は深いし 岩けわしいし 岸の白百合 誰が折るやら霧が抱く</li> <li>9 秋は優しや 龍角峯も 紅葉飾りて 紅葉散らして化粧する</li> <li>10 烏帽石岩さへ 綿帽子かぶる 雪に雪見酒 浮世はなれた天龍峽</li> </ol>

この他にも数多くの人々が文芸作品を残している。また、絵画・写真を残した人も多い。

## 資料8 関係法令等

### 1. 文化財保護法

(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)

最終改正：平成一九年三月三〇日法律第七号

#### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
  - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
  - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
  - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
  - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
  - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

(中略)

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(中略)

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を

証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金）

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合にお

いて、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。

- 7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

（現状変更等の制限）

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（中略）

（管理又は修理の受託又は技術的指導）

第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
- 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
- 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

（中略）

第五十五条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
  - 二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
  - 三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。
  - 四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
- 2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（中略）

## 第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

（中略）

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

(中略)

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

(中略)

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

(中略)

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場

合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(中略)

(管理に関する命令又は勧告)

第二百一十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(中略)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第三百十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
  - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
  - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
  - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

## 第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理す

るかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第百六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

(中略)

第百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

- 一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。
- 二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(中略)

- 五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。

(中略)

- 七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

- 2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。）及び第三百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第二百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第三百九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第百十五条第二項の規定を準用する。

- 3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(中略)

- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
- 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

(中略)

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第七十条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十一条第一項及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第三百十条の規定を準用する。

(中略)

第七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第七十二条第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第一百六条第一項及び第一百七十条の規定を準用する。

第七十五条 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

- 2 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

(中略)

### 第三節 地方公共団体及び教育委員会

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四條 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

(中略)

- 二 第四十三條又は第百二十五條の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

(中略)

(書類等の経由)

第百八十八條 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分のお知らせは、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(中略)

(地方文化財保護審議会)

第百九十條 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(後略)

## 2. 文化財保護法施行令

(昭和五十年九月九日政令第二百六十七号)

最終改正：平成二〇年三月三十一日政令第一二七号

(前略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五條

(中略)

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等(イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第百二十五條の規定による許可及びその取消し並びに停止命令イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
  - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
  - ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
  - ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
  - ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
  - ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
  - チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
  - リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
  - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
  - 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 6 第四項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 7 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（後略）

### 3. 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

（昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号）

最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号

（前略）

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所

- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(中略)

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五条第二項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

(後略)

#### 4. 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)

最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
  - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
  - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
  - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
  - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
  - 十三 現状変更等に係る地域の地番
  - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
  - 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
  - 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
  - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
  - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
  - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
  - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
  - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
  - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項第一号又の管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

## 5. 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号)

最終改正：平成十七年三月二八日文科科学省令第一一号

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称および事務所の所在地

- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書  
(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

---

---

# 名勝天龍峽保存管理計画

2010年10月 発行

編集・発行 長野県飯田市大久保町2534番地  
飯田市教育委員会

印刷 龍共印刷株式会社

---

---